

令和7年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和7年12月10日（水）
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和7年12月10日 午前9時01分 委員長宣告
4. 審査事項
 1. 付託案件
 - 議案第72号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第73号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第75号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第76号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第74号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第81号 可児市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第83号 可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 2. 事前質疑
 - (1) 文化観光推進法に基づく拠点計画について
 3. 報告事項
 - (1) 令和7年度一般社団法人力カニミライブの特産品開発商品の販売実績について
 - (2) 可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業について
 - (3) 可児市国土強靭化地域計画の改定について
 4. 協議事項
 - (1) 議会報告会（11月29日（土）実施）について
 - (2) その他

5. 出席委員（7名）

委 員 長	板 津 博 之	副 委 員 長	渡 辺 仁 美
委 員	亀 谷 光	委 員	野 呂 和 久
委 員	高 木 将 延	委 員	大 平 伸 二
委 員	田 上 元 一		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市政企画部長	水 野 修	総務部長	武 藤 務
経済交流部長	飯 田 好 晴	秘書政策課長	荻 曾 英 勝
人事課長	土 田 裕 明	農林課長	大 津 誠
商工振興課長	山 口 智 司	歴史資産課長	水 野 哲 也
防災係長	中 村 英 祐	消防安全係長	藤 井 智 和

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴 木 賢 司	議会総務課長	平 田 祐 二
議会事務局書記	中 島 めぐみ	議会事務局書記	大 野 祐貴子

○委員長（板津博之君） ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

協議題1. 付託案件です。

議案第72号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第73号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第75号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第76号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4議案は関連するものとなっておりますので、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないものとし、議案第72号、議案第73号、議案第75号及び議案第76号について、一括議題とすることに決定いたしました。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君） 条例の具体的な改正について説明する参考資料として、委員会資料として議会全員協議会のほうで説明させていただきました資料を添付させていただきました。

委員会資料の4ページを御覧いただきながら、参考にお聞きいただければと思います。

それでは、議案のほうに入っていきたいと思います。

議案第72号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、国家公務員の給与改定に準じて、一般職の特定任期つきの職員の給料表、期末勤勉手当の支給率を改定するものです。

議案第73号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第75号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、可児市職員の期末勤勉手当の見直しに伴い改定するものです。

議案第76号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、国家公務員との給与の均衡を図るため、給料表、期末手当、勤勉手当などについて改正を行うものとなっております。

それでは、議案番号のほうが前後いたしますが、まず最初に、議案第76号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いします。

ページ数は11ページをお願いいたします。

第1条の第20条、宿日直手当の改正です。

宿日直手当とは、職員が正規の勤務時間以外の時間及び休日等に断続的な勤務を行う場合に支給されるもので、給与の状況に踏まえまして、宿日直手当の上限額を1回につき4,400

円であったものを4,700円に引き上げるものであります。

続きまして、第21条、期末手当の改正です。

第21条第2項の改正は、改正前においては、期末手当の支給率について、6月、12月、いずれも100分の125、特定管理職については100分の105としているところを、改正後におきましては6月分については現状の支給率を生かしまして、12月の支給分については100分の127.5、特定管理職については100分の107.5とするものです。

合計の支給率は2.50月から2.525月となりまして、特定管理職につきましては2.10から2.125月となり、0.025月の増となります。

第3項におきましては、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率について規定している項です。

改正前においては、6月、12月いずれも100分の70、特定管理職については100分の60としているところを、改正後におきましては、6月支給分については現状の支給率を生かしまして、12月の支給分について100分の72.5、特定管理職については100分の62.5とするものです。

合計の支給率は1.4月から1.425月となりまして0.025月の増となります。

続きまして、第22条、勤勉手当の改正です。

第22条第2項は、勤勉手当の総額の上限を規定している項になります。

第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、いわゆる一般職と特定管理職について規定しているもので、改正前においては、勤勉手当の総額の基礎となる個々の支給率について、6月、12月いずれも100分の105、特定管理職については100分の125としているところを、改正後においては6月支給分については現状の支給率を生かして、12月の支給分については100分の107.5、特定管理職については100分の127.5とするものです。

合計の支給率は、2.10月から2.125月、特定管理職については2.5月から2.525月となりまして0.025月の増となります。

第2号は、定年前再任用短時間職員について規定しているもので、改正前においては、勤勉手当の総額の基礎となる個々の支給率について、6月、12月いずれも100分の50、特定管理職については100分の60としているところを、改正後においては、6月支給分について現状の支給率を生かして、12月支給分については100分の52.5とするものです。

合計の支給率は1.0月から1.025月となりまして、0.025月の増となります。

次に、第2条については給料表を書き換えるものです。

別表の1. 行政職給料表1、別表2は医療職給料表、別表3は福祉職給料表となります。

給料表の改定は、若年層を重点的に置いておりまして、そこから改定率を低減させる形で引上げ改定となっております。

16ページを御覧ください。

例えば給料表の1級の25号給を御覧いただきますと、1級の25号給は大卒程度の初任給の給料となります。改定後は23万2,000円となっておりますが、従前の表では22万円でしたので、1万2,000円の増となっております。

続きまして、13ページお願いします。

第3条です。第3条は、第1号で改正した給料表の条文を改正するものです。

先ほど、議会全員協議会のほうの資料等で見ていただいたときの資料として、中段と下段に移行する内容となっておりますが、第21条、第22条とも、第1条の改正後の第21条、第22条においては6月支給分については改正前の支給率を適用しつつ増減になったということで、12月支給分で調整する改正を行っております。この第3条において、6月と12月において支給月を平準化するような改定をするというものになっております。

第21条第2項の改正は、改正前、これは先ほどお伝えさせていただいた第1条のことですけれども、第1条において期末手当の支給率については、6月は100分の125、12月は100分の127.5としていたものを、6月、12月とも100分の126.25月、特定管理職については100分の106.25月とするものです。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員について、改正前においては、期末手当の支給率について、6月は100分の70、12月は100分の72.5としていたものを、6月、12月とも100分の71.25月とするものです。

第22条の第2項第1号の改正は、改正前において、先ほどもお伝えさせていただいた第1条のことですけれども、勤勉手当の総額の基礎となる個々の支給率について、6月は100分の105、12月は100分の107.5、特定管理職については6月を100分の125、12月を100分の127.5としていたものを、6月、12月とも100分の106.25、特定管理職については100分の126.25とするものです。

第2号の改正は、改正前において、勤勉手当の総額の基礎となる個々の支給率について、6月は100分の50、12月は100分の52.5としたものを、6月、12月とも100分の51.25とするものです。

次に、附則について説明させていただきます。

附則の第1項は、施行日について規定したものです。

施行日は公布の日です。

ただし、第3条の改正につきましては、令和8年4月1日から施行します。

第2項は、第1条の期末勤勉に係る部分及び第2条の給料表の改正については、令和7年4月1日まで遡及して適用することを規定しております。

第3項におきましては、本則第1条、第2条の改正前の期末勤勉手当の支給率、給料表で支払った給料は、改正後の給料の内払いであることを規定したものになります。

議案第76号については以上となりまして、続きまして、議案第72号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いしたいと思います。

4ページのほうへお戻りいただきたいと思います。

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員との給料の均衡を図るため改正を行うものです。

特定任期付職員につきましては、弁護士とか医師を想定しておりますが、現在、可児市には該当者はおりませんが、一般職と同様に特定任期付職員についても期末勤勉手当を改正いたします。

第9条第2項につきましては、特定任期付職員の期末勤勉手当について、可児市職員の給与支給に関する条例を準用しており、支給率については読み替えて規定しております。

期末手当に係るものについては、改正前において100分の95としているものを100分の96.25に改め、勤勉手当に係るものについては改正前において100分の87.5としているものを100分の88.75とするものです。

合計の支給率は3.65月から3.70月となり、0.05月の増となります。

別表の改正は、特定任期付職員の給料表の改正となります。1万3,000円から2万5,000円の増額となっております。

次に、附則です。

本市には、特定任期付職員は該当する者はおりませんので、施行日については令和8年4月1日としております。

それでは続きまして、議案第73号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いします。

7ページのほうをお願いします。

第1条の第4条の改正は、市議会議員の皆様の期末手当の支給率を改定するものです。

改正前においては、期末手当の支給率について、6月、12月いずれも100分の230としていたところを、改正後については6月の支給分について現状の支給率を生かし、12月の支給分について100分の135とするものです。

合計の支給率は4.6月から4.65月となり、0.05月の増となります。

第2条は、第1条で改正した改正後の条文を改正するものです。

第1条で6月支給分については改正前の支給率を適用しつつ、増額となった分について12月の支給分で調整する改正を行いました。

第2条では、6月と12月において支給率を平準化するよう改正するものです。

第1条で6月期は100分の230、12月期では100分の235としたものを6月期、12月期いずれも100分の132.5とするものです。

次に、附則の第1項です。

この条例の施行日についてです。

第1条の改正は公布の日施行、第2条の改正は令和8年4月1日施行しております。

附則第2項は、第1条の改正規定について、令和7年12月1日に遡及して適用するよう規定しております。

附則の第3項は、本則第1条の改正前の期末手当の支給率で支払った期末手当は、改正後の期末手当の内払いであることを規定したものとなります。

議案第73号については以上です。

続きまして、議案第75号をお願いします。

ページ数としましては、9ページをお願いします。

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いします。

この条例の改正は、可児市職員の給与支給との均衡を図るために改正するものです。

第1条の第5条第2項の改正は、常勤の特別職の期末手当の支給率を改正するものです。

改正前においては、期末手当の支給率について6月、12月いずれも100分の230としているところを改正後においては、6月支給分については現状の支給率を生かし、12月支給分については100分の135とするものです。

合計の支給率は4.6月から4.65月となり、0.05月の増となります。

第2条は、第1条で改正した改正後の条文を改正するものです。

第1条で、6月支給分については改正前の支給率を適用しつつ、増額となった分については12月の支給分で調整する改正を行っております。

第2条では、6月と12月において支給率を平準化するよう改正するものです。

第1条で、6月は100分の230、12月期は100分の235としたものを、6月期、12月期いずれも100分の132.5とするものです。

次に、附則第1項です。

この条例の施行日についてです。

第1条の改正は公布の日施行、第2条の改正は令和8年4月1日施行としております。

附則第2項については、第1条の改正規定について、令和7年12月1日に遡及して適用するよう規定しております。

附則第3項は、本則第1条の改正前の期末手当の支給率で支払った期末手当は、改正後の期末手当の内払いであることを規定したものとなります。

以上となります。ありがとうございました。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第72号、議案第73号、議案第75号及び議案第76号に対する質疑を行います。

ちょっと暫時休憩です。

休憩 午前9時20分

再開 午前9時21分

○委員長（板津博之君） 休憩を解きます。

○人事課長（土田裕明君） 申し訳ございません。

特別職の議案第73号、それから議案第75号の議員の皆さん、それから常勤の特別職の給料につきまして、支給率につきまして、12月期の改定後の支給率を235とするところを、先ほどすみません、135という100の桁を言い間違えておりましたので訂正させてください。235が正しいです。100の桁を100と言ってしまっていたようでしたので申し訳ございません。

200が正解です。すみません。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、改めまして、これより議案第72号、議案第73号、議案第75号及び議案第76号に対する質疑を行います。

○委員（田上元一君） 通勤手当のことでお聞きをしたいのですが、委員会の資料で議会全員協議会に出していただいたやつのほうで、新たに駐車場の借り上げ5,000円というのが創設されたということですが、これは今まで私の職員時代もですけれども、市役所の駐車場以外を使っている人も平準して互助会でという形を取っていたんですね。最近はちょっと分からないですけど、そういう形でやってきて、それがこの規程をつくったというのは、それでは足らなくなって、もう新たに借りなくちゃいけないという事由になってきたのか、また違う事由なのか。そこをちょっと説明いただけますでしょうか。

○人事課長（土田裕明君） 今回通勤手当の中に駐車場料というものが新しく含まれるよという改定といいますか、人事院勧告がございました。

こちらのほう国の想定しているのは、どちらかというと田舎というわけではなく、都会では自分の住んでいるところから最寄りの駅に行ったときに車をそこで置いていく。そうすると、そこには駐車料金がかかりますよねというのは、ほとんど自腹で支払っていたというものが多うございまして、そちらのほうを通勤手当のほうで見ましょうということができるようになりましたということが今回の人事院勧告のほうで規定されるものです。

なので、今回条例の中ではその部分が適用になりますということなんですが、実は駐車場につきましては、規則のほうで書いてある条項なものですから条例ではないんですが、国の方がまだ、ここの細かいところについてQ&Aを実は今待っているところです。

今、田上委員からいただいたうちの実情としましては、互助会等で職員のために駐車場を借りまして、そこをかかっているお金を案分して駐車場料金として職員から取っているわけなんですけれども、それが適用になるかというところがまだ少しちょと判断が難しいところで、今ちょっと国の見解を待っているところです。以上です。

○委員（田上元一君） そうすると、それを待って規則で明らかにしていくという、条例にはないので規則でとは思ったんですけど、そういう理解でよろしいですね。

○人事課長（土田裕明君） おっしゃるとおりです。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは御発言もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第72号、議案第73号、議案第75号及び議案第76号の4議案を一括採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないものとし、議案第72号、議案第73号、議案第75号及び議案第76号を一括採決とさせていただきます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第72号、議案第73号、議案第75号及び議案第76号については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第74号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務部長（武藤 務君） よろしくお願ひします。

議案第74号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

資料番号1、議案書の8ページ、それから資料番号4、提出議案説明書の2ページを御覧ください。

現行条例では、団員の年額報酬3万7,000円に対し、班長の年額報酬は3万8,000円となっており、その差額は1,000円となっています。

可児市消防団は部単位で活動しており、部の運営は部長の指示の下、班長が中心となって行っているのが実態でございます。改めて、班長階級の業務の負担や職責などを勘案し、標準となります団員の年額報酬の額と均衡を図るため、班長階級の年額報酬を4万円に引き上げるものであります。説明は以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第74号に対する質疑を行います。

○委員（田上元一君） 班長の職責を鑑みて上げますという、その説明自体は理解できますが、全体として団員、それから班長、部長、分団長、全体というのは、この見直しという観点でいうと、その班長だけ唐突に上げるよう思いますか、その辺の説明としてはどうなんでしょうか。

○総務部長（武藤 務君） 例えば県内で、各補職というか団長・副分団長を比較した場合に、何と言うんですかね、適当な言葉がちょっと見つからないんですけども、可児市が決して安いというわけではない状況にある中、班長に至っては県内他市と比較してもやや低い状況である水準にあるということです。

可児市消防団の全体の年額報酬自体は高い位置にあるというふうに認識はしているんですけども、班長に至ってはそのところがやや薄い。そして、市の中の報酬のバランスを鑑みても、ややてこ入れという言葉がちょっと適當かどうかですけれども、見直したほうがいいということで、今回班長の職責等を鑑みて当該箇所のみの改定とさせていただいております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、質疑を終了といたします。
続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論、発言もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第74号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第74号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第81号 可児市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○農林課長（大津 誠君） 議案第81号 可児市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書45ページを御覧ください。

本改正につきましては、気象庁が用いる気象情報の呼称が変更されている旨につき、本年7月に岐阜県より情報共有があり、本条例中第14条の異常乾燥注意報を乾燥注意報に改め、併せて文言の整理を行うものでございます。

なお、本改正条例の施行日は公布の日です。以上となります。

○委員長（板津博之君） これより議案第81号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（高木将延君） 気象庁が名称変更しているのはいつで、その情報がどう回ってきたかというのをもう少し説明いただけますか。

○農林課長（大津 誠君） この異常乾燥注意報が乾燥注意報に改められましたのは昭和63年でございます。

岐阜県のほうから7月15日付で異常乾燥注意報を乾燥注意報に改めるということについての情報共有がございましたので、それに対応しております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、質疑を終了といたします。
続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第81号 可児市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第81号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第83号 可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務部長（武藤 務君） 議案第83号 可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

資料番号1、議案書の48ページ、49ページをお願いします。

資料番号4、提出議案説明書の6ページをお願いします。

現在、消防団員の報酬としましては、年額報酬と出動報酬の2種類の報酬が支払われています。

年額報酬につきましては、これまで出動回数によらず年額で支払われておりましたが、消防団員の中には活動実績のない団員も存在しており、当該団員に対しても年額報酬を支給していることから、真面目に取り組んでいる団員から不公平との声が上がっておりまます。

消防団員として活動するためには、火災をはじめとする災害等に備え、日頃の訓練に参加し、消火技術等を習得する必要があり、その上で災害時に活動していただけるものと理解しております。活動実績のない団員に年額報酬を支払うことが適当とは言えませんが、現行条例では活動実績のない団員に対して減額支給または不支給とする根拠がありません。

今回、したがいまして条例第12条に第2項を追加し、年額報酬の支給に際しての減額要件を設け、活動実績を加味するよう改正を行うものです。

説明は以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第83号に対する質疑を行います。

○委員（田上元一君） 報酬が個人払いになったということの裏返しで、いわゆる幽霊部員に対するペナルティーを課すというその趣旨はよく分かりました。

この趣旨自体には非常に賛同するところですが、四半期にしたというその理由をもう少し御説明いただきたいのですけど、要するに3か月に1回出てこれば年額もらえるよという、言っちゃ悪いですけどそういう話ですよね。さっきの訓練とかという、3か月に1回かみたいな話なので、もう少し頻度が高くてもいいんじゃないかなとは思いますが、その辺りの根拠がありましたらお願ひします。

○総務部長（武藤 務君） 今回改正するに当たって、支給しないようにしてやろうとかそういうことではなくて、できれば支給してあげたいという思いの中で四半期ということにして

おります。

四半期にしたというのが、四半期であればおおむね大体10日以上は四半期ごとに出動する回数が少なくとも担保されていることから、それであれば1日は出てきていただけないだろうか。であれば、何とか支給してあげたいという思いの中での改正であるということでございます。以上です。

○委員（田上元一君） 当然部長会、幹部会等で議論があったと思いますが、そこでの議論というのは、何か特別あったんでしょうか。

○消防安全係長（藤井智和君） 幹部会、役員会等でこの議題に上がった質問等もあって、議論も交わされました。やはりいわゆる幽霊隊員について支給しないということについて、特に異議はなかったです。以上です。

○委員（田上元一君） 四半期当たりの数字的なものというのは、何か議論に出ましたか。出なかつたならいいですが。

○消防安全係長（藤井智和君） 特に日数等については議論には上がってはこなかつたですが、やはり年間を通じてというような、じゃあ前半にばあっと来ればいいのかとか、そういうような意見もありましたけど、それを酌み取ると、年間ならしてというような意見はありました。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（高木将延君） 考え方の問題かなと思うんですけど、逆にその報酬は一定量支給しておいて、出る回数によって加算していくという考え方はなかったですか。

○総務部長（武藤 務君） もう一度ちょっとお願いしてよろしいですか。すみません。

○委員（高木将延君） 報酬はあくまでもその役目の報酬になるので、報酬を減額するという方向ではなくて、出ている出動手当の部分の割合を大きくして、そこで加算方式で考えていくという考え方はなかったですかということです。

○総務部長（武藤 務君） 考えるに当たって、1つには事務の負担ができるだけ小さくしたいという思いはありましたので、事務局のほうの手間もできるだけ省けるような形での構築ということで、今回このような形でさせていただいております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

○副委員長（渡辺仁美君） ありがとうございます。

先ほどの班長に厚くするですか、やっぱりリーダーシップを執って御苦労をいただいていると思うんです。

それと消防魂というか、訓練して出動に備えていらっしゃる団員にも目を向けるとか、そういうことが、今不足している、人を集めのに地元でも苦労していらっしゃる、そういうことにつながるような方策で予算立てというか、そういう考え方、どういったことを工夫すれば団員が集まるかといったようなことも、その予算上のことも何か意識して立てていらっしゃるのか。その辺のお考えがあつたら聞かせてください。

○委員長（板津博之君） 質問の意味分かりますか。

○副委員長（渡辺仁美君） 端的に言えば、一番苦労しているのがやっぱり消防団員を集める任期替わりのときなんですね。そういった御苦労を見ているので、今のこの2つの予算に関する議案、いいと思うんですけれども、そういうことを考えながら、ふだんやっぱりそういったことも議論されているのかどうか、ちょっと聞きたいです。

○委員長（板津博之君） 答えられますか。

○総務部長（武藤 務君） 分かりました。

今回この条例改正を議論するに当たって、今委員がおっしゃられたとおり、報酬を上げることによってなっていただける団員がいるのかいないのかということも少なからず議論には上がるわけですけれども、報酬で実際に団員が集まるかというと、もうそういう時代ではないというのが我々ちょっと事務局サイドも実は思っていまして、お金を高くすれば団員が集まるかというとそうではないということです。

今回については、行っている団員の処遇改善ということで考えて条例改正を提案しております。ただ、団員募集につきましては、引き続きの課題であるという認識は持っております。以上です。

○副委員長（渡辺仁美君） 分かります。そこは共通認識だと思うんです。団員不足、それに対する日頃の努力とか、いろんなリーフレットを見ても力を入れていらっしゃることも分かれますし。

ただ、お尋ねしたかったのは、ちょっと高木委員がおっしゃったことにもつながるかもしれないんですけど、本当に訓練して消防魂の熱い人も中にはいらっしゃるわけで、そういう人たちが勤務中でもすぐさま飛んでこられて、その現場に向かわれて即戦力となるという方と、そうではない、しようがないかみたいな方も中にはいらっしゃったりして、年末でもおいでにならない方もいらっしゃるのも事実ですし、そういったところの気持ちの格差を、そういう数値とか何かで表せられるぐらいにまで、そういったことも高めていくといいのかなとこんなふうに思ったので。

若干これは全くの持論ですけれども、そういったことも含めて今後考えていかれる必要もあるかなとこんなふうに思います。以上です。

○委員長（板津博之君） それは副委員長、意見ということ、要望。意見というかそういうことでよかったですかね。ということですので、答弁は求めませんのでお願いしたいと思います。

それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第83号 可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを採決いたします。

举手により採決いたします。

原案に賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

举手全員であります。よって、議案第83号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時46分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2. 事前質疑(1)文化観光推進法に基づく拠点計画についてを議題といたします。

提出者の田上委員に説明をお願いいたします。

○委員（田上元一君） これは、総務企画委員会の事前質疑ということですが、どちらかというと予算決算委員会の質問という形で捉えていただきたいんですけども、予算事業としては、荒川豊蔵資料館の運営事業というところで、今年度の重点事業説明シートには文化観光推進法に基づく拠点計画策定を進めますということで、新年度の予算組みがしてあるわけですね。

それに向けてそういう策定の方針が示されておるわけですけれども、現時点でのその進捗状況はどうでしょうかということが総務企画委員会としての質疑ということになりますので、お願いいいたします。

○委員長（板津博之君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○歴史資産課長（水野哲也君） では、お答えをいたします。

令和7年度当初予算重点事業の説明におきまして、市の文化・歴史的価値の向上と地域経済との好循環を図ることを目的に、文化観光推進法に基づく拠点計画の策定を進めていくと説明したところでございます。

今年度は、歴史資産課に歴史資産活用係が新設され、美濃桃山陶、山城、歴史上の人物、古墳、仏像、自然など市の歴史、地域資源を洗い出し、それぞれの現状と課題や、今後の活用方法などの分析を行うことからスタートをいたしました。これらをインバウンド向け、国内誘客向け、市民向けなどのジャンルに整理し、秘書政策課や観光課と情報を共有しながら協議を進めてまいりました。

また、近隣市の状況聞き取りや実際に拠点計画を策定し取り組んでいる先進地の視察を行い情報収集したほか、外部の専門家にアドバイスをいただくとともに、旅行事業者や宿泊事業者にも荒川豊蔵資料館や加藤孝造平柴谷陶房を、直接現地を見ていただき、意見を頂戴しております。

そのほかにも、文化庁の支援事業として、コーチによる現地視察やオンラインなどによる意見交換を行っているところで、2月末まで実施をいたします。

文化観光推進法は、文化の振興を起点として、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化への振興へと再投資される好循環を創出することを目的としております。この文化観光推進法に基づく拠点計画の策定については、その必要性を十分検討した上で判断することになります。

拠点計画の有無に関わらず、同様の国の支援や成果を目指せる手法もあることから、引き続き関係課等と協議をしながら、市の歴史資産を活用した文化観光の推進に向けた取組を行ってまいります。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） 資源の洗い出し、先進地視察、事業者ヒアリング、国等の支援等々をやっていらっしゃるよ、いわゆる基礎調査の段階だよと。

そのことはすごく理解をしたんですけど、最後のところで、その計画の策定にとどまらずというか、こだわらずみたいな形ですが、そうすると、当初予算で出したときのその計画を進めますというところとはちょっと違ってきているのか、そこを念頭に置きながら進めているのか、そこはまだ結論が出ていないということだと、ちょっと軌道修正になるわけですけど、その辺りというのはどんな感じなんでしょうか。

○歴史資産課長（水野哲也君） 先ほど申しましたように、今、文化庁のコーチングによる支援を2月末まで受けております。これは計画策定に向けた支援ということで、計画を策定するという目標に向かって支援を、コーチングを受けているという状況でございます。

それ以外に、国の支援、文化庁のほかの支援メニューとか、あと例えば観光庁の補助金のメニューと、いろんな地方創生の交付金とか、そういういろんなメニュー、支援事業があるということが調査の結果分かりましたので、その辺も踏まえて、今後、実際コーチングを受けている状況で判断をすることになるという状況でございます。以上です。

○委員（田上元一君） そうすると、何て言うか、一定の方向性が出るのは、今年度末ぐらいにある程度の、こういう方向でいこうみたいなのが出てくるという理解でよろしいですか。

○歴史資産課長（水野哲也君） 年度末までにある程度の方向性を固めて、また来年度以降も引き続き文化観光を推進していくということには変わりございませんので、現状では以上の状況です。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件に関して質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時52分

再開 午前 9 時57分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項(1)令和7年度一般社団法人力カニミライブの特產品開発商品の販売実績についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○農林課長（大津 誠君） 一般社団法人力カニミライブは、令和6年11月23日から、サトイモを使ったかにたろうクッキー等を販売しております。

令和7年11月末時点における販売実績等について御報告させていただきます。

初めに、販売場所について御説明いたします。

資料の8ページのほうを御覧ください。

昨年度末時点では市内8店舗で販売しておりましたが、令和7年11月末時点では22店舗へ販路が拡大されております。

4月以降に増加しました販売箇所は、市内では可児市福祉センター、ギフトギャラリーすぎもと可児店、天然温泉三峰、富士カントリー可児クラブ（可児ゴルフ場、美濃ゴルフ場）、ホテルルートイン可児、ミュゼ・ド・フルール、manoショップの8か所、市外では恵那峡サービスエリア上り、岐阜おみやげ川島店、もとてらす東美濃、養老サービスエリア上り、THE GIFTS SHOP、東京都の岐阜トーキョー、名古屋市のGIFTS PREMIUMの7か所で計15か所が拡大されております。

次に、出張販売について御説明いたします。

かにたろうクッキーや地域商社の取組を市内外へ広く周知し、商品イメージ・認知度の向上を図ることを目的に広報活動を行ってまいりましたが、さらに多くの方に商品や取組を知っていただくため、4月以降、名古屋市の松坂屋やイオンモール、東京都の無印良品銀座店、山城に行こう、ねんりんピック2025などのイベント、また御協力いただけた市内企業様など計16か所で出張販売及び広報活動が実施されております。

続きまして、今年度の販売実績について御説明いたします。

令和7年11月末時点の売上高は526万193円です。

令和7年度事業計画における売上高の目標は1,278万7,000円であり、あと750万円ほどとなっております。

最後に、今後の事業展開ですが、これまでの店舗や出張販売における販売状況の傾向から、かにたろうクッキーやコンフィチュールがお土産としても高い需要があると確認されております。そのような状況を踏まえ、集客力が高く、お土産事業が見込めるサービスエリアや道の駅などの販路拡大が進められております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの説明に対して質疑ございませんでしょうか。

○委員（田上元一君） 販路の拡大と販売促進に力を入れていらっしゃるという、その説明は大変理解をいたしました。売上げもしっかりと上がっているよということで、これも理解をしたところです。

これはでも、一般社団法人カニミライブのほうにお聞きをしなくてはいけないことだと思うので、お答えできる範囲内で結構ですが、今年度の事業計画の中で情報発信みたいなところ、プロモーションみたいなところはたしかあったような気がするんですけど、その辺りはどんなことをやってみるのかということと、あとブランド化みたいなこともたしかあったような気がするんですが、答えられる範囲で結構ですけど、どんなことを手がけていらっしゃるのか、お願ひします。

○農林課長（大津 誠君） 広報活動の中での周知のために必要な予算等も組んであって、計画されていた、いろいろあったんですけれども、現状のところは、やはり昨年度の赤字もあったということをございまして、今年度は、少しでもやっぱり収支のほうの関係で、支出のほうをなるべく減らすようなことも考えてはおりまして、計画のような形では、そういったほうが進められておらないというのが実情なところでござります。

ブランド化等は、いろいろ市外とかでもそういった販売・周知活動を行っておるんですけども、そういった中でこの取組と、今の商品の魅力等に関しましては、しっかり周知のほうは進めさせておるような状況でございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

○副委員長（渡辺仁美君） かにたろうクッキーなんですけれども、無印良品のネット販売というか、それが一時休んでいたのが再開し、その中の諸国良品、要は日本全国の良品を紹介するコーナーにかにたろうクッキーが載っていて、同じ金額で、しかもギフトパックだけなんですけれども、それが売り出されたんですね。今月です。

そういうことを利用されて販促につなげていく。何か1つのきっかけなんですけれども、無印良品のほうを利用して、こっちの地域商社の1商品であるかにたろうクッキーがもっと認知度上がっていくという、一定の可児市とサトイモのブランディングは成果があったと思うんですけど、ますます広げていかれるおつもりだったら、その企画をどう利用しようかとか、ちょっと積極的にやってもらいたいと思うんですけど、その辺、何かお考えがありますか。

○農林課長（大津 誠君） 今お話がありましたように、無印良品様の諸国良品のほうでは取扱いを行っております。

実績としては、今まだそちらの売上げのほうがすごく伸びておるというわけではなくて、今後また期待していきたいところではあるんでございますけれども、今、先ほどもちょっとそういった販売・周知活動で、名古屋市の百貨店とかイオンとか行っておるようなお話をさせていただいたんですけども、やはりその商品のものをまずは広く知っていただいて、特にそういった通販等を御利用になられる方というのは、販売店がたくさんある市内の方よりは、どちらかというと遠くの方とか、そういった方が御利用されるシステムになると思いま

すので、そういう通販のほうも当然無印良品のほうにも協力いただいて、広く周知していく形にはなると思うんですけども、それ以外の今の周知活動のほうも今年度は特に力を入れてやっておりますので、それがまたＥＣサイトにもつながっていくといいかなとは考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（高木将延君） 課長に聞いてもあれなんですが、今いろんなところで見かけるようになって、私も見かけるようになったので、本当にお土産というようなところでいろんな手を打っているなというのは理解はしているんですが、やはりもう当初の目標と乖離がまだ750万円で、年間1,200万円という目標を立てている中で、お土産というジャンルで、果たしてそこでこの金額に行けるのかというのが不安なところを感じていて、当初の説明を受けたときに、お土産として販売していくということではなくて、やっぱりブランド化してというところだったと思うんですが、やはりその単品として年間1,200万円売れる、勝負できるところって、僕はお土産のジャンルじゃないなというふうには思っているんですよ。

特に、今こういう市内で店舗数を増やしている中で販売していくとなると、やはり可児に来ていただかなきやいけないというところがある。さらにいろんなお土産がある中で、そこからかにたろうクッキーを選んでいただかなきやいけないというところを考えてくると、ちょっとそここの確かに需要はあるとは思うので、そこも手をつけていかなきやいけないところであるんですが、そこだけでは厳しいというような認識がありまして、田上委員のほうでもありましたけどブランド化、そしてかにたろうクッキーの長所がどこにあって、どのジャンルで勝負していくかというのをもう一度考えていく必要があるのかなと思うんですが、その辺りの検討って、今どのぐらい進んでいますか。

○農林課長（大津 誠君） 今年の今の販売の、先ほども御説明させていただきましたけれども、販売の状況のほうを見ながら確認した中で、そういうお土産の需要も見込まれるというのが1つのジャンルとしてはよく分かってきたということになりますので、そちらは当然そちらとして取り組んでいく、取り組まなきやいけないものになると思います。

あと、お話がありましたように、今のブランド化の話もありまして、やっぱり可児市の名物というか、そういう商品としてもしっかりと知ってもらうことが大切になってくると思いますので、当然そちらのほうにも取り組んでいく必要がございます。

先ほども、山城に行こうのイベントとかでも、出張販売をさせていただいたというような形だったんですけど、可児市にそうやって来ていただいた方に御紹介させていただいて、買っていただけるお客様というのも結構多く見受けられましたので、やっぱりそういうイベントとかでも、しっかりと周知は、可児市のそういうお菓子として周知をしていくことが大切だと思っておりますので、そういうことも踏まえて、これからまた次年度に向かって、目標設定等していくような形で、当然一般社団法人カニミライブとしての目標設定等をつくりしていく形になりますので、今年の状況等をしっかりと踏まえた形で分析したもので、また来年度に向けての目標をつくっていくという形になると思います。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件に関して質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(2)可児御嵩インターインジ工業団地開発事業についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○商工振興課長（山口智司君） 可児御嵩インターインジ工業団地開発事業について、分譲状況と経営戦略の時点修正の2点報告させていただきます。

初めに改めてとなりますが、分譲状況です。

資料9ページを御覧ください。

全5区画のうち4区画が契約、所有権移転済みです。

ナンバー2分譲地がY.S.PANERIO株式会社、令和6年9月に契約し、本年9月に竣工。写真は北西上空から撮ったものです。来年春からの操業開始を予定しており、10名程度の従業員からのスタートですが、ほとんどは可児市を中心とした地元から採用できたと聞いています。

ナンバー3分譲地が可児工業団地内に本社を置く岐阜・大成化工株式会社、令和6年6月に契約し、現在は基本実施設計中で、令和10年度の操業開始を予定しています。

ナンバー4と5分譲地が牛乳石鹼共進社株式会社、本年6月に契約し、現在は基本実施設計中で、令和10年度春の操業開始を予定しています。

残りのナンバー1分譲地については、過去には分譲確定後に辞退という経緯もありましたが、その後複数の企業が興味を示す中、この秋正式に申込書を受理し、現在は審査の段階です。

企業名等の詳細は、分譲確定後に市・相手企業、双方調整の上、公表できる段階とならしたら改めて報告させていただきます。

次に、経営戦略の時点修正について、資料10ページからです。

本事業は、地方財政法により、公営企業として事業を実施するため、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定することとなっています。

令和元年の事業決定後、令和2年3月議会に特別会計の設置に併せ経営戦略を策定し、その後、毎年度の決算認定後の12月議会に決算内容を時点修正した経営状況を報告しています。

経営状況は投資・財政計画により詳細に把握することができますので、資料17ページを御覧ください。

公営企業会計は、収益的収支と資本的収支に分けられます。

収益的収支とは、事業活動を進めるために必要な経費の収支であり、資本的収支とは、事業をするために必要な資産の取得に係る経費の収支です。

表の上段が収益的収支となります。

まず、収益的収入ですが、1. 総収益、(1)営業収益、ア. 土地等売却収益は、売却面積約12万5,009平米、分譲単価1平米当たり3万4,500円で、分譲収益は約43億1,280万円です。

内訳は、令和6年度にナンバー2と3分譲地の売却収益が約9億4,900万円、令和7年度にナンバー4と5分譲地の売却収益が約16億5,880万円あり、令和8年度にナンバー1分譲地の売却収益約17億500万円を見込んでいます。

(3)他会計借入金約1,690万円は、一般会計からの一時的な借入金で、本事業が完了する令和11年度に返還します。

次に収益的支出ですが、2. 総費用、(1)営業費用は広告料、企業意向調査委託料など約560万円で、令和8年度までの支出となります。

(2)営業外費用のア. 支払利息は、令和2年度から令和5年度までの起債の利息約4,110万円で、令和11年度までの支出を予定しています。

イ. 他会計繰出金は、本事業が完了し特別会計を精算した際の残金、いわゆる本事業の最終的な黒字分を一般会計に繰り入れるもので、今後の収支によって多少増減しますが、現時点で約3億7,330万円です。

続いて、表の下段が資本的収支となります。

まず資本的収入ですが、1. 資本的収入、(1)地方債は令和6年度以降は分譲地の売却収益により記載する必要がないため、36億7,810万円が確定額となります。

(3)他会計負担金約7億4,150万円は、この後説明する一般会計負担分から国補助金を控除した金額となります。

(4)国補助金は、本事業における市道改良の補助金収入で、造成工事完了により1億3,440万3,000円が確定額となります。

次に資本的支出ですが、2. 資本的支出、(1)建設改良費は、工業団地建設に係る土地買収費、造成費、埋蔵文化財発掘調査費等ですが、工業団地建設に係る特別会計負担分と工業団地内道路及びアプローチ道路の改良に係る一般会計負担分に分かれ、それぞれ約38億9,280万円、約8億7,590万円で、合計約47億6,860万円です。

造成工事は完了していますので、今後大きな増減はありません。造成工事が始まった令和4年度と比較すると、約1億円の減額となっています。

(2)地方債償還金は、本年、牛乳石鹼共進社株式会社の分譲収入がありましたので、9億2,040万円繰上償還を行いました。

本計画では、令和8年度から始まる定期償還に対して4年間で返済することとなっていますが、令和8年度にナンバー1分譲地の売却収益が得られた場合は、繰上償還して起債による借入金を完済する予定としています。

最後に、収益的収支のところでも説明しましたが、一般会計からの負担金約7億4,150万円を含めた全体的な収支として、本事業の最終的な収支は約3億7,330万円の黒字となっており、当初は約900万円を見込んでいましたので、大幅な増額となっています。

また、表の一番右下の一般会計からの受入額約3億6,820万円についても、当初は約5億

6,450万円を見込んでいましたので、約2億円の大幅な減額となっており、コスト縮減、補助金の活用等に努めた結果と考えています。

以上で、可児御嵩インターインジ工業団地開発事業の分譲状況と経営戦略の時点修正の報告を終わります。

○委員長（板津博之君）　ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

○委員（高木将延君）　区画1の分譲を来年度された場合、それも繰上償還していくと、あとどれくらい差が出るのか分かりませんか。

1区画の売却が済んで、それも最終的に繰上償還に充てて完済するということだったんですけど、そうした場合、まだここから数値が変わってきますよね。それはまだ。いいですか。

○商工振興課長（山口智司君）　繰上償還することで利息が変わってきますので、金額の変動は多少ございます。

○委員（高木将延君）　どれくらいかはまだ分からないです。

○商工振興課長（山口智司君）　すみません、今ちょっと数字を持ち合わせておりません。

○委員長（板津博之君）　じゃあ、後ほど教えてください。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件については終了といたします。

次に、報告事項(3)「可児市国土強靭化地域計画」の改定についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○総務部長（武藤　務君）　「可児市国土強靭化地域計画」の改定について説明いたします。

説明は提出しました資料の計画本編を用いて行いますので、18ページのほうからのものをよろしくお願ひします。

変更した箇所は赤字で表示がされております。

国土強靭化地域計画は、強靭化基本法に基づき作成されたもので、国は平成26年6月に、岐阜県は平成27年3月に当初計画を作成しています。本市においては、これらの上位計画を踏まえ、令和3年3月に可児市国土強靭化地域計画を作成しました。

今回、令和5年7月に国の計画が見直され、令和7年3月には県の計画が見直されました。本市計画についても、上位計画の見直しに伴い、また計画作成から5年が経過することから見直しを行い、令和8年度から令和12年度までとする計画として作成したものとなります。

計画の概略について説明します。

22ページの図をお願いします。

この計画は、STEP1、事前に備える目標ごとに、STEP2、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を想定し、そうならないために、STEP3、脆弱評価を行い、STEP4、対応方策の検討を定めているものです。STEP5、対応方策についての重点化優先順位づけは、別にアクションプランを作成し推進しております。

アクションプランの見直しは、今後、市の重点事業を確定していく段階で重点事業説明シ

ートを作成してまいりますが、その重点事業説明シートをアクションプランと結びつけ、作成してまいります。したがいまして、今回の改正は、ＳＴＥＰ４までの計画本編の改正となります。

次に、見直しのポイントについてです。

先ほど少し触れましたが、今回の見直しは、国においては令和5年度に、岐阜県においては令和6年度に計画変更があったことから、これら上位計画との調和、整合性を図るため、本市の計画の見直しを行ったものです。

大きな見直し点は2点です。

1つ目には、デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化、2つ目には、能登半島地震を踏まえた震災対策の見直しの2点となります。

主な変更点についてです。

30ページ、31ページを御覧ください。

可児市における事前に備えるべき目標（カテゴリー）と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の表は、この計画の肝、核心の箇所となります。

変更の概要としては、前計画を踏襲しつつ、カテゴリーの見直しによりリスクシナリオを整理しております。

前計画からカテゴリーの数は7項目と変更はありませんが、カテゴリーの内容が整理されております。また、リスクシナリオについては、18項目から19項目に変更しております。

前回の計画では、第6項に、こちらには書いてございませんが、制御不能な複合災害、二次災害を発生させないといったものがありましたが、12ページにある新第7項に整理され、孤立の長期化が発生した場合や複合災害が発生した場合でも、被害を最小限に抑えるとした。

新第7項のリスクシナリオでは、複合災害、孤立の長期化、道路寸断、インフラ復旧の大幅な遅れといったキーワードがあり、能登半島地震、その後の奥能登豪雨を教訓としたものを追加しています。

32ページからは、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、脆弱性評価、施策分野、取り組むべき施策の推進方向を整理したものです。

主なものを説明します。

33ページお願いします。

1-1のリスクシナリオ、巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊、住宅地や市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生では、施策の推進方針に新たに大規模盛土造成地対策の実施を追加しました。

35ページお願いします。

1-4のリスクシナリオ、情報伝達の不備や悪質な虚偽情報の発信による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大では、脆弱性評価に虚偽・デマ情報の危険性及びデジタル等新技術を用いた通信手段の確保の検討を、施策の推進方針に情報収集手段の多様化を追加しました。

39ページをお願いします。

3-1のリスクシナリオ、市職員、施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の低下では、新たに受援体制という視点から記載を追加しております。

44ページをお願いします。

5-2のリスクシナリオ、地域交通ネットワークが分断する事態では、新たに迅速な道路啓開という視点から記載を追加しております。

今後は、各担当課による令和8年度重点事業説明シートを作成します。このシートをアクションプランとし、可児市国土強靭化地域計画と併せて公表をしていく予定です。公表時期は3月末となります。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（高木将延君） 大きな計画なので細かいところ聞いてもちょっと分かんないかもしれないんですけど、33ページ、本編の14ページの盛土の件なんですが、全国的にちょっと盛土が今心配されている中で、対策していただきたいのは確かなんですが、最後の大規模盛土造成対策で、大規模ってどれぐらいのことまで考えられているのかなというところは。

○防災係長（中村英祐君） 今回の可児市の国土強靭化地域計画の中では、そこまでの定めは持っておりません。

ただ今後、これを基に各課の重点事業の中で個別計画の中で定められるものと承知しております。

○委員（高木将延君） 大きな計画の中で、細かいことはこの後ということになってくるとは思うんですが、可児市、地形上いろんな盛土を多く見られまして、それも大分年数たってきているということで、対策のほうをやっぱりしっかりとお願いしたいなということでお願いいたしたいと思います。

○委員（亀谷 光君） 今、高木委員の関連ですけれども、せんだって、若葉台の自治会のほうへ、例の造成の状況の調査依頼書が回ってきました。

これはおたくのほうの担当だわね。

若葉台が可児市で最初に造成されたときの、今の現場の状態をつぶさに調査をしたいと。違いますか。

○総務部長（武藤 務君） 申し訳ございません。ちょっと存じておりません。

○委員（亀谷 光君） その件で調査が来まして、自治会宛てに連絡が来ましたが、その中身をちょっとお聞きしたいんだけれども、どういう意図で、どういう形で、どういうことかということですわ。

○委員長（板津博之君） これは担当課が違うと思うんですが。

総務部長、そういうことで。

○委員（亀谷 光君） 違うかね。

○委員（田上元一君） これ大規模盛土って、いわゆる熱海市のありましたよね。あれで出て

きたいわゆる議員立法の法律なんです。それで、法律ができて、可児市内の盛土の状況の調査をして、その対策を取りなさいというのが法律の趣旨なわけです。

それで今、建築指導課が既存の団地あるいは新しい団地について調査を始めているという状況なので、建築指導課に聞かれたほうがよろしいかと思います。

○委員（亀谷 光君） そういうことは分かるんだけれども、基本的にその資料を見て、若葉台の役員さんが、我が団地が造成され約五十何年たっているのかね。それが安全かどうかということをね、せんだっての自治会の役員会で話をされてみました。

私はその場にたまたま立ち会ったときに、そういう以後、可児市に団地造成されたところの以後の管理をどうかというようなことを、非常に団地に住んでおられる方が危惧しておられる。というのは、その団地の下に造成を15戸ぐらい団地が今できているんですね。そこの会社も併せて役所じゃなくて自治会のほうへお問合せを来る会社があるんですね。

私はそのときに、自治会にはこういうふうだから役所へ行ってくれと言ったんだけれども、御承知のように、西可児の南消防署西可児分署の下にも32軒の住宅があるんです。見るからに、上に池が3つあって、その下に造成されている不合理な造成なんです。これ、仮に地震が来たときに、あの池が崩壊したりいかれてしまうことがあるんで、そういったことも含めて、防災安全課もやし、総務課でもすけど、建築指導課も併せて、そういう強靭化計画であれば、そういう造成された下だとか、池の下の安全のことについて、できれば協議をしてもらいたいなと思うんです。

議題と違うかもしれませんけれども、そんな議論がね、若葉台の自治会あるいは帷子のほうで議論があったことだけ報告させてもらいます。以上です。

○委員長（板津博之君） これは御意見ですので。

○総務部長（武藤 務君） これ先ほどもちょっと説明の中で申しましたけど、当然国にも計画はありますし、県にも計画はありますし、今おっしゃられた中でちょっと気になったのは、ため池とかも当然県のため池とかもありますので、県のほうにおいてこのため池の崩壊というのも一つのリスクシナリオとして考えておりますので、そういったところでそれぞれの所管のものが適切に事業計画として作成していくものと理解しております。以上です。

○委員（亀谷 光君） 総合的に、市としてそういう相談をする窓口としては、おたくの総務部じゃないんですか、建設部ですかね、さっき言ったように。

○総務部長（武藤 務君） それぞれの所管のところになるかと思いますけれども、建設部のものが多いのかなというふうだと思います。以上です。

○委員長（板津博之君） 亀谷委員、個別に、それは対応というか、窓口に行っていただいてということでおろしいですかね。

ほかに。

○副委員長（渡辺仁美君） 可児市国土強靭化地域計画が基本となって、今度重点事業をつくるべく、リスクシナリオを細かく具体的にやっていかれると、すごく期待するんですけど、今の御説明の中で2点、ちょっと具体的に発災したらということを考えたときに、イメージ

して気になった点なんですが、道路寸断とおっしゃったけど、例えば団地って本当に道路寸断で孤立化ってすぐに頭に浮かぶんですけど、そういったことがリスクシナリオで具体的にどういうふうにされていくかということもやっていかれると思うし、もう一つ、例えばその地域拠点にフリーWi-Fiが設置されたときに真逆のこと、デマ情報とおっしゃったっけ、要はフェイクニュースを我々が知って、それを拡散しようとする人がいるとか、逆にそれをどこが正しい情報なのか。そういったことを拡散は駄目だよとか、そういった啓発とか、そういう細かいことになると思うんですけど、そういったことも含めて、ちゃんと重点事業で、リスクシナリオでやっていかれるということでいいですね。ちょっとこれ確認したいだけなんですが。

○総務部長（武藤 務君） これは一番大本の計画になりますので、今おっしゃられたとおり、個別の計画は事業という形で整理されていくことになりますが、今おっしゃられたとおり、道路寸断があった場合の道路啓開、それから応急復旧とかについて、そういったことを起こさせないためにどうするかということをまず考えていくこともあるでしょうし、起こった場合にどうしていくかということもそれぞれの事業の中で考えていきます。

今回新たに偽情報、虚偽情報のそれに伴う対策としてどうしていくかということについても、これから事業の中でしっかりと検討していくという形になるかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑。

○委員（田上元一君） ちょうどこれつくったときの担当課長と担当部長なので、非常に思い入れが深いのであまり言えない。

要するに、これ総合戦略みたいな話で、この下にぶら下がる事業というのがこういうことに鑑みていないと、個別の補助金とかそういうのも全然つかないですし、事業としても成り立たない。全ての事業がもう国土強靭化という冠の下に整理されたという理解のほうがいいと思います。ですから、亀谷さんが言われたのも、この中では整理をされていますけど、個別には個別の課のほうでその個別の事業は進んでいくよという、そういう理解でよろしいかと思います。

その上で、この5年間で、熱海のとか、それから能登半島地震で言えば道路の啓開だとか、それから複合災害とか、あと情報の多様化とか、いろんな視点が出てきたのを加えられたということで、それが前半のこの計画のところにはしっかりと盛り込まれたということがますあると。

その上で、今度はこれを基に各課の諸事業が何になっていくかという、そういう流れになるわけですけど、それは置いておいて、1つ、地域防災会もそうなんんですけど、これ岐阜県の計画の第3期とかありますよね。今回は、この計画は国土強靭化、可児市の計画で、年度は令和8年から令和12年になるわけですけど、例えば第2版とか第2期とか、そういう形で明確にすることはないのかというのが1点あります。第2期でなくとも第2版とか、そういう形にして明確にしたほうがいいんじゃないかなというのが1つ意見としてあるということ

です。

あともう一つは、これまた違う視点ですけど、暑さということについての視点がちょっとどこにもないのがちょっと残念なところなんんですけど。

いわゆる、こういう大きい計画で言えば気候変動ということになるので、そこまで市町村の計画に盛り込むかということになりますが、一方では避難所の環境整備ということであれば暑さというところもあるのかなと思うので、これはここに書き込まずに、今度はその個別の計画のほうで具体化をしていくのかということなのか、その辺りはどういうお考えなのでしょうか。

例えば災害時のいわゆる暑さを避けるなどの対策とか、そういうことなんんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○防災係長（中村英祐君） まず2点あったうちの最初の5年間の中でということですけれども、基本的にこの計画自体は5年をめどにという上位計画の文言に沿っておりますけれども、その中で、それによらずどうしても変えなきやいけないような事案等が発生した場合は、当然それに合わせて検討するべき状況だとは思っております。ただ、今現在、その定期的に何版というような形で改定することは、今のところは予定はありません。

暑さの件についてですけれども、リスクシナリオにおける2の項目で、生活環境の記載がありますので、その中で考えるべき事項と思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件について質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件、終了とさせていただきます。

ここでちょっと暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

○委員長（板津博之君） 休憩を解きます。

○商工振興課長（山口智司君） 先ほどの高木委員からの御質問ですが、令和8年度の早期に繰上償還ができた場合は、約900万円ほどの減額が見込めます。以上です。

○委員長（板津博之君） よろしいですか。

それではここで、暫時休憩といたします。

以降の議事については委員のみで行いますので、執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4. 協議事項(1)議会報告会についてを議題といたします。

今日の委員会資料の別資料に、各グループ議会報告会報告書というのがあるかと思います。皆さんに、この前の多文化共生センター フレビアで11月29日に行った多文化共生センター フレビアでの議会報告会、3グループありましたが、それぞれの記録係の方から実施報告書を提出いただきましてありがとうございました。

一応出た意見はこのような形でいただきましたので、進行係の方も含めて確認をしていただければと思います。もし追記で、こういうこともあったんじゃないかということがあれば、またこの会期中に、事務局のほうに御意見いただければと思います。

これを基に私の方で全体的な委員会としての実施報告書を取りまとめさせていただいて、議長のほうに報告を上げたいと思いますので、今申し上げたとおり、もしこういうことを、ぜひこれについても書いてほしい、報告してほしいということがあれば、今この場でも結構ですけれども、というのと、あと多分今回初めて、いわゆる外国籍の方と議員と直接ああいうグループディスカッションをさせていただいたと思うんですけれども、何か感想がもしあれば、この場でいただければ、向こうに書いてあるかとは思いますけれども、これについて何か御意見があれば。

今後、委員会としてこういうことを例えれば取り上げていったほうがいいんじゃないかとか、もうちょっとこうしたほうがいいんじゃないかというような御意見、御要望があれば、この場でお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

取りあえず副委員長、何か。今回やってみてどうだったかというようなところをお聞かせ願えれば。

○副委員長（渡辺仁美君） 私と田上委員がグループでいろんなお話をできたのは、高校生のお二人だったので、とても屈託なくいろんなことを話してくださって、実態というと失礼なんですけど、本当に一生懸命学んでいらして、で生活力も旺盛で、そういった本当に生の声が聞けて、いい機会を我々も持ったなど、こんなふうに感じましたので、それを今後に生かしていきたいとぜひ考えて。

田上委員のほうからちゃんと完成した報告が出ていましたし、いろんな意味で、それをみんなで共有して今後につなげていきたいと、こんなふうに思っています。

○委員長（板津博之君） せっかくですので、順に全員お聞きしたいと思います。

○委員（野呂和久君） 初めて外国籍の方と懇談的に、いろいろ細かいところの話もさせていただけたので、日本人の視点とは違う、外国というか、そこの国籍でずっと生活をされてこちらに見えた方の、日本に来て感じられたことも含めて、いろいろ分かることもありましたので、いい機会だったかなというふうに思いました。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

○委員（大平伸二君） 今回の外国籍の方との災害に備えて今後の取組、議会報告会というのは大変いい取組だったというのを実感しております。

というのは、そもそももう我々は、情報は発信している、行政のほうから発信しているというのが前提で物を、お話をしているんだけれども、話を聞いたら全く情報、メール等も情

報は発信されていない、知らないということを分かったというのが物すごく大事なことで。根本的な取組が全然違うんだなというのを実感できた。

これは、これからどうやってこういう情報発信を、災害の情報発信、すぐメールかにを発信していますよというのを、まずそこからどうやって理解をしていただいて、発信を受けやすくしていただくかということを考えていかなければならないのかなというのを実感したのが、今回の取組です。

特にこの委員会としての最大の課題じゃないかなというのは実感しました。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

○委員（田上元一君） この委員会で取り扱うのは、多文化共生ないし防災ということの中の、その外国籍の方の関わりということになるわけですけれども、最初のその各務事務局長の勉強会のときもそうでしたし、実際に話した外国籍の方も、私が思っている以上に知識があって、防災のこともしっかりと分かっていらっしゃったというのは意外でした。もっと全然知らんのかなと思ったら、よく知つていらっしゃいましたし、なので、もちろん多文化共生センター フレビアに関わっている方なのでということはちょっとあるのかもしれません、とはいえばさっきの可児市国土強靭化地域計画の中では、今回の赤字で外国籍市民の防災リーダーの育成を進め、地域の外国市民に対する防災啓発の強化に取り組むと計画の中にも書いてあるということは、市の行政としてもそういうことを問題意識として持つていらっしゃるということだと思うんですね。

ですから、議会のほうとしては、市のほうでもそういうことなので、かけ橋となって我々が多文化共生センター フレビアと共に、まずはその意識の高い人をしっかりとリーダーとして育てていくと。そしてそういう方々がその外国籍のコミュニティーの中に入つて、外国籍の方を高めていくというのが流れだと思うので、全部を一遍にということはなかなか難しいと思いますけど、そういう意識の高いというか、ああいう方々をしっかりと可児市の防災に取り込んでいくという言い方は失礼ですけど、そういうことから始めていくのが、そしてそれを議会として応援していくのが、まずもってのあれじやないのかなということを強く感じました。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

○委員（高木将延君） 大変有意義な会になったのかなというのは正直なところ思つております。

ただ逆に、いろんな課題が見えてきたというのもあります、まずはやはり議会として担当しているのが防災であれば総務企画委員会で担当するんですけど、多文化共生ということであると建設市民委員会になっているというところで。

外国籍の方に話をいろいろ聞いている中で、やはり行政とか議会というよりは、いろんなもの、情報の収集の仕方も、ツールとしてはネットとかを使つてゐるんだけど、信頼している情報はやっぱり知つてゐる人からの情報ということを強く感じたので、そうするとその外国籍の方に対して、平時からどういうふうに強いつながりをつけていくのかというのが大事

なのかというふうに思った中で、やはり議会として対応していくのに委員会別にやっていくというのが果たしてちょっとどうなのかなというのが思ったことと、あと外国籍の方の生活のことも、いろいろ話を聞く中で、やはりその家族とのつながりのほかに、やはり働く職場でのつながりがちょっと大きいような感じを受けました。

だから、企業も巻き込んでいかなきやいけないことだと思いますし、また特に外国籍を雇われる企業、建築関係の会社ですと、いざ何か有事があったときは、やはりいろいろな災害復旧に関して関わっていただくような企業が多いものですから、そういったところと今後いろいろコンタクトを取っていく必要はあるのかなというふうには思いました。

いずれにせよ、大きなカテゴリーでいろいろ細分化していく中で、外国籍の市民の方がそこから逆にあふれちゃうような、手が届かなくなっちゃうような感じを受けたので、うまくそれを議会がまとめていって、もう1割近くの方が外国籍市民の可児市なので、何とかその糸口をつかめたらなというふうには思いました。

かなり大きな課題ではありますが、やっていかなきやいけないかなというふうに思いました。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

○委員（亀谷 光君） 今、高木委員がおっしゃった、私、同じチームでしてね、まず1人は高校生で、いわゆる社会的認識の非常に低いと言つたらいかんんですけど薄い、幸せな高校生でした。

もう一人はほとんど日本語が話せない、聞き取れないという方で、通訳を通じて話をさせていただいて時間がかかったんですけどね。どういうことかというと、我々が期待していた外国人の人たちの認識というのが、私の判断では大きく違っていたなど。

何かと可児に住んでおられる、さっき言った高校生の子と、きっと仕事をしておられるブラジルの年齢的にはどうでしょうね、50代、もう一生懸命現場で仕事をしている方なんだけれども、つまりは行政というか、我々議員というのがどういうことでどうと説明がなかなか尽くせないというか、分かってもらっていなかったということで、分かってもらっていないかったということが1つの発見なんだけれども、そういうふうに感じました。

全く正直に純粋に意見を、こういうことは知らない、全然分からぬ。あるいはその地域のコミュニティーも分からんというように、非常に私はショックを受けたという感じです。

およそ日本へ来たんだから、日本は地震という大きなものを持っているんやということを、私、最初に彼女、彼らに話したけど、ちんぶんかんぶんでした。だから、そういうことが大事だよということをまずばんとかぶせておいて話をしたんだけれども、なかなかそこまでよう達していなかったので、これも一つの発見ですから。つまり、行政にしても議員にしても、外国人の人たちとやっぱりきっと災害については、日本は地震大国ということを教えないかなということを実感したというか、それが私のコメントです。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございました。

そうですね。多文化共生センター フレビアの各務事務局長とは勉強会を通じていろいろ

情報交換する中で、毎年防災訓練のときには多言語支援センターを多文化共生センター フレビアで立ち上げられて、今回参加していただいたメンバーはほとんどそれに絡んだ方だったということです。

さりとて、来年からまた12月に今度は防災訓練が変わりますというところも、実はまだ各務事務局長も知らなかったということもあったんですけれども、やはり先ほど高木委員も言っていましたけれども、今回我々は防災という視点での絡みでしたけれども、やっぱり所管に関わらず、この今約1割、割合が外国籍の方が増えてきている中で、岐阜県立東濃実業高等学校に通っている子たちからも、名鉄広見線を存続してほしいという意見も出ていましたし、やっぱり教育の部分、それから先ほどからある職場という意味では、職場とか発災したときの復旧に関わることとかで言えば、建設市民委員会も関わってくる。多文化共生も建設市民委員会だというところで、この垣根を本来はやっぱり外して、議会全体としてこのテーマにぶつかっていかなくちゃいけないのかなというところを、認識を新たにしたところですけれども、ひとまずは今回我々総務企画委員会としていただいた御意見はしっかりと取りまとめて、今後提言なりにまた結びつけていきたいというふうに思っておりますので、皆様よろしくお願いしたいと思います。

この件につきましては終了といたしたいと思います。

最後、その他事項でありますけれども、一応スキーム実施計画の中では、来年、行政視察も考えてはおりますので、また会期中ではあるんですけども、随時皆さん視察にここへ行きたいというテーマなり視察先があれば、また事務局なり私のほうに御意見いただければと思いますので、今の外国籍の方への防災対策というのも1つですし、また実は、この場でお話ししておきますけど、議長からは、来年議会運営委員会のほうで東京の京セラ株式会社に、いわゆるデジタル選挙、デジ選の研修及び柏崎市ではデジタル予算書でしたっけ、予算書の視察研修に行くんですけれども、いわゆるデジ選については、総務企画委員会所管という部分で、私の実施計画の中には入っていませんでしたけれども、それについても投票率向上とか、そういうところも鑑みて、ちょっと視察先なり研修項目に、またもしかしたら追加させていただくかもしれませんので、それを申し添えて、また来年度の活動に反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

何か委員会全体として、今後の運営とかについて、もし御意見があればお聞きしたいと思いますが、よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

では御意見もないようですので、これで総務企画委員会を終了したいと思いますが、よろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、以上で総務企画委員会を終了といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時00分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月10日

可児市総務企画委員会委員長